

# 第1章

緑地の保全及び緑化の目標

## 1. 基本理念

### ～自然と人にやさしい町をめざして～

芽室町では、総合計画で定めた将来像の実現に向けて、現在様々な取り組みが行われています。そして、その一つの柱として、～自然と人にやさしい町をめざして～「自然と人間が共生するまちづくり」を進めています。

緑の基本計画では、この「自然と人間が共生するまち」を実現するために、町民の誇りである美しく豊かな芽室の自然を保全し、新しい緑を創出していく基本方針や施策を展開していきます。

### 『みどりが自然らしく存続できるまち』

「自然と人間が共生するまち」を実現するためには、必ずしも現代人にとってプラスな面ばかりではなくとも、これまでの開発重視の姿勢を改めて自然を優先し、みどりがまちのなかで存続できるように整備していく必要があります。

よって、自然と人にやさしい町をめざす芽室町では、『みどりが自然らしく存続できるまち』をつくり、「自然と人間が共生するまち」の実現を図っていきます。

自然と人にやさしい町をめざして

～みどりとともに暮らす『芽室町』～

をキャッチフレーズと定め『みどりが自然らしく存続できるまち』  
をつくっていきます

## 2. 緑の将来像

緑の基本計画では、緑の果たす役割や、緑の現状と課題を踏まえ、「みどりが自然らしく存続できるまち」を目指して緑の将来像を以下のように設定します。

### 緑の将来像

自然環境を守りながら生かすことのできる、豊かなまち

十勝川や美生川、芽室川などの河川環境や、樹林地、田園などの自然環境を守りながら、暮らしに生かしていくことのできるまち

快適で豊かな生活が持続する、人にやさしいまち

子どもから高齢者まで、みんなが憩い楽しむことのできる、特色ある公園緑地、街路樹がバランスよく配置された快適なまち

安全で安心して暮らせる、健やかなまち

災害や公害に対応し、町民が生活する上で必要な都市機能と緑が調和した、生涯にわたり住みつづけられる健やかなまち

町民が協力してつくりあげる、美しいまち

町民・事業者・行政が連携し、町民が緑や花などの緑化活動に参加してつくりあげる美しいまち

### 3 . 基本方針

緑の将来像を実現するために、緑地の保全や緑化を推進していく上で基本となる方針を次の7つに整理します。

1 . 利用者に合わせた公園緑地を整備する。

現在整備されている公園緑地の見直しや整備を行うことで、より町民に活用される魅力ある公園緑地を増やしていきます。

2 . 身近な公園緑地を新設する。

配置のバランスや自然環境への影響などに配慮しながら、新たに身近な公園緑地を整備していきます。

3 . 防災機能に配慮して、公園緑地を配置する。

災害時の避難場所になる公園緑地や、延焼防止に役立つ街路樹など、緑の防災機能に配慮して整備を進めていきます。

4 . 緑地や自然林を保全し、活用する。

緑地や自然林、市街地を取り巻く豊かな田園を保全し、自然を守りながら活用していく方法を検討していきます。

5 . 自然を活用しながら、河川環境を整備する。

河川に囲まれた環境を生かし、自然を取り戻すために、河川や河川緑地帯の保全と整備を進めていきます。

6 . 緑によって景観を向上する。

景観を向上させるため、シンボリックな樹木や街路樹などの整備を進めていきます。

7 . 町民・事業者・行政が連携して、緑化を推進する。

町民が緑の必要性を感じ、地域の緑を増やしていくことができるように、町民・事業者・行政が連携して緑化を推進していきます。

## 4. 施策の体系

基本方針に基づき、施策の展開内容を次に整理します。

基本方針	基本施策	対象場所
1. 利用者に合わせて公園緑地の整備	公園機能の明確化と利用者に合わせて整備	公園緑地
	冬期間の活用検討	
	遊具等の設備の充実	
	施設のバリアフリー化	
2. 身近な公園緑地の新設	運動公園の整備検討	公園緑地
	地区公園の整備	
	近隣公園の整備	
	街区公園の整備	
	緑地の整備	
3. 防災機能に配慮した公園緑地の配置	緊急時の避難場所や一時避難場所となる公園の整備	公園緑地
	広域避難地となる芽室公園の整備	
	延焼防止帯としての緑地の整備	
	冬期間の維持管理	
4. 緑地や自然林の保全と活用	既存緑地の保全	既存緑地 樹林地等
	自然林の保護	
	農地の保全	
5. 自然を活用した河川環境の整備	十勝川・美生川・芽室川の環境保全	河川
	美生川の河川敷利用	
	ピウカ川の環境保全	
6. 緑による景観の向上	街路樹の整備	街路樹等
	シンボルとなる樹木や芽室らしい樹種による植栽	
	国道沿道の緑化	
7. 町民・事業者・行政が連携した緑化の推進	公園緑地や公共公益施設の緑化	公共公益施設
	住宅地の緑化	住宅地
	商業地の緑化	商業地
	工業地の緑化	工業地
	町民によるボランティア活動の支援	市街地全体

## 5 . 計画のフレーム

緑の基本計画の計画フレーム（計画対象区域・将来人口の見通し・市街地の規模）は以下のように設定します。

### （ 1 ）計画対象区域

緑の基本計画では、芽室町都市計画区域の全域 8,200ha を計画対象区域とします。

項目	計画対象市町村名	都市計画区域名
区域	芽室町の一部	芽室町都市計画区域の全域（8,200ha）

### （ 2 ）将来人口（都市計画区域内）の見通し

将来人口の見通しについては、以下のように設定します。

年次	現況 （平成 13 年）	中間年次 （平成 25 年）	目標年次 （平成 35 年）
人口	15.0 千人	16.5 千人	17.8 千人

### （ 3 ）市街地の規模

年次	現況 （平成 13 年）	中間年次 （平成 25 年）	目標年次 （平成 35 年）
市街化区域人口	13.3 千人	15.2 千人	16.8 千人
市街化区域の規模	803ha	811ha	856ha

## 6 . 計画の目標水準

### ( 1 ) 緑地の確保目標水準

現在の都市計画区域内の緑地面積は約 930ha、緑地率は 11.3%であり、市街化区域内の緑地面積は約 62ha、緑地率は 7.7%となっており、緑地が十分とはいえない状況です。このため、新たな都市公園等の整備などにより緑地を確保していきます。

年次	現況 (平成 13 年)	中間年次 (平成 25 年)	目標年次 (平成 35 年)
都市計画区域内の 緑地率	930ha 11.3%	概ね 948ha 11.6%	概ね 978ha 11.9%
市街化区域内の 緑地率	62ha 7.7%	概ね 79ha 9.7%	概ね 92ha 10.7%

### ( 2 ) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

現在の都市公園等の施設は、約 67.0ha で、都市計画区域内人口 1 人あたりの都市公園等の面積は、44.7 m<sup>2</sup>/人であり、都市公園等としては、他都市と比較して十分な面積が確保されています。しかし、より一層都市公園等の施設を充実させ、良好な都市環境を形成するために、1 人あたりの都市公園等の面積目標を 66.7 m<sup>2</sup>/人と設定し、都市公園等の施設を整備していきます。

年次	現況 (平成 13 年)	中間年次 (平成 25 年)	目標年次 (平成 35 年)
1 人あたりの 都市公園等	44.7 m <sup>2</sup> /人	53.6 m <sup>2</sup> /人	66.7 m <sup>2</sup> /人

### (3) 緑化の目標水準

緑の基本計画においては、都市公園等の緑地の確保ばかりではなく、民有地における緑化も重要であるため、樹木や草地など都市全体の緑の量を把握できる緑視率によって目標を定めます。緑被率調査でも明らかなように、芽室町は市街地周辺が農地等で囲まれており良好な緑の環境を形成していますが、農地以外の緑の量は少なく現況で約 15%程度です。そこで、市街化調整区域においては基幹産業である農業の振興のため、主に農地の保全を目的とした防風林等の緑の保全と緑化を目標とし、緑が少ない市街地において重点的な緑化を目指します。目標水準としては 20 年後に市街化区域全体で現在の緑被面積の 45%増を目指します。

年次	現況 (平成 13 年)	目標年次 (平成 35 年)
市街化区域内の緑被率	124ha 15.4% (市街化区域面積 803ha)	概ね 180ha 21% (市街化区域面積 856ha)

現在の緑被面積の約 45%に該当する 56ha とは、公園緑地などの緑地による増加が約 30ha と、現在の市街化区域内住民 13,000 人が 1 人当たり 2 本の高木を植樹した場合の面積約 26ha を合わせた面積に該当します。(高木 1 本を 10 m<sup>2</sup>と換算)

#### 緑被率について

緑被率とは、樹木や草地などの植物の緑でおおわれた面積の、ある一定区域の面積に対する割合を示しています。緑の総量を平面的にとらえる目安の指標として、一般的に用いられています。

本計画で用いた緑被率は、航空写真から樹木、草地の面積を判断して算出しています。(P11 参照)